

●香川県告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成31年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成30年12月27日
- 3 指定道路の位置 丸亀市津森町字高丸1179番2の一部、1182番1の一部、1186番4の一部及び同
地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.20メートル、4.70メートル、5.01メートル及び7.01メー
トル
延長 42.12メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。